

●香川県公告第六百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年十一月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告
平成十五年香川県公告第四百二十四号
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
観音寺ショッピングデパート
観音寺市坂本町五丁目甲一三九一番地一ほか
- 三 法第八条第一項の規定により観音寺市から聴取した意見の概要
騒音及び照明等の環境問題に関して問題が起こった場合には、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成十一年通商産業省告示第三百七十五号）に掲げられている事項を配慮した上で、誠意ある対応を行うこと。
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし
- 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課
観音寺市商工観光課
 - 2 縦覧期間
平成十五年十一月十四日（金曜日）から同年十二月十五日（月曜日）まで